

第7期川口市自治基本条例運用推進委員会 委員委嘱書交付式

第1回川口市自治基本条例運用推進委員会

次 第

日 時 : 平成27年12月22日(火)午後6時30分から

場 所 : 中央ふれあい館 特別会議室

■ 委嘱書交付式

- 1 委嘱書の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 正副委員長の互選
- 5 諮 問

■ 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会

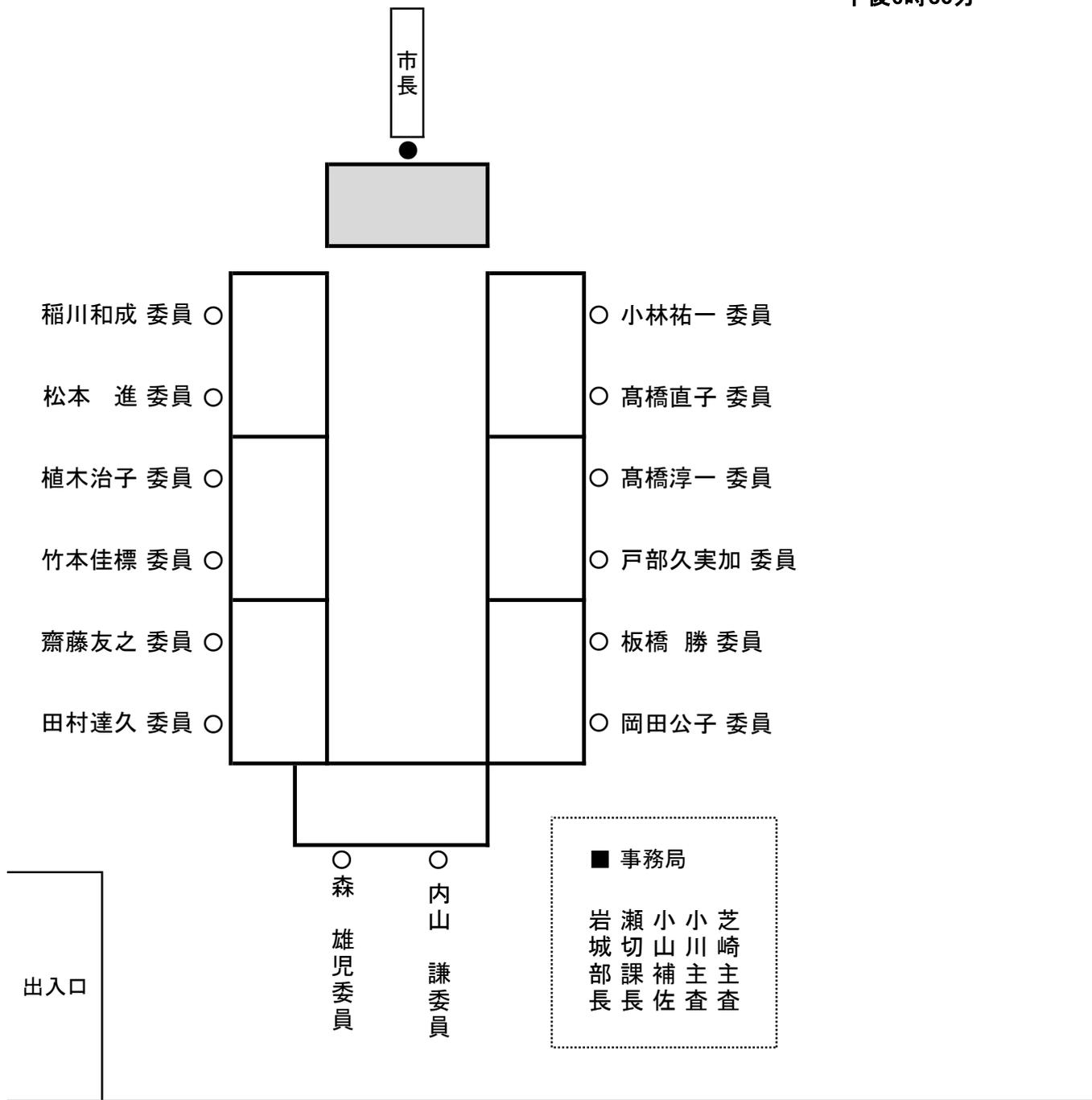
- 1 開会
- 2 正副委員長のあいさつ
- 3 議事
 - (1) 自治基本条例について
 - (2) 諮問内容の説明
 - (3) 今後の進め方について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

第7期第1回川口市自治基本条例運用推進委員会 委員委嘱書交付

中央ふれあい館 特別会議室

平成27年12月22日(火)

午後6時30分～



自治基本条例とは何か？

川口市自治基本条例運用推進委員会

2015年12月22日

齋藤友之

1. 自治基本条例の定義

(1) いろいろな定義

(2) 特徴

- 自治の基本理念、市政運営の基本原則、市民の権利と義務、参加と協働の明確化
- 基本的事項、最高規範としての位置付け
- 自治体運営の基本的事項を定める条例

……………参考……………

- 久喜市…市政運営の基本原則を明らかにすると共に、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めた条例
- 所沢市…自治の基本理念及び基本原則を明らかにすると共に、市民等の権利、責務及び役割、市の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を定めた最高規範の条例
- 一般的に「まちの憲法」と呼ばれる。

2. 自治基本条例の意義

(1) 住民自治の拡大と深化

- 現行法の下では自治体の最高の意見表明手段
- 政策案などの公表・検討、審議・議決などの様々な過程での尊重
- 首長や議員が変更しても存続

(2) 地域個性の自覚・伸長・涵養

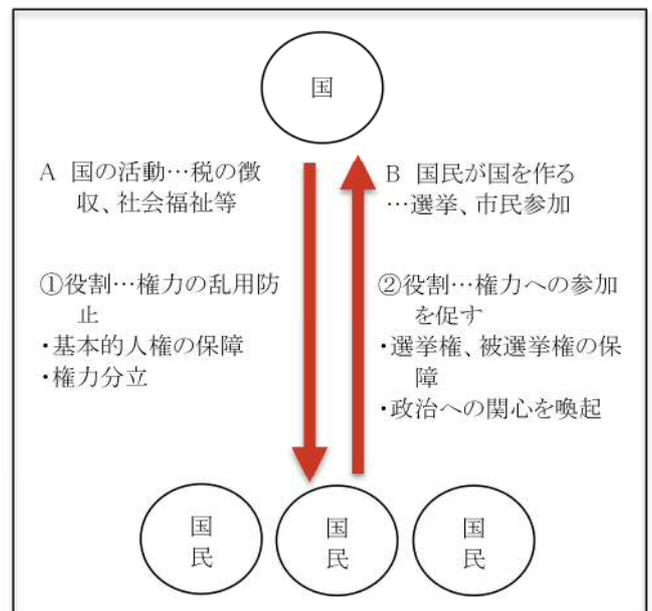
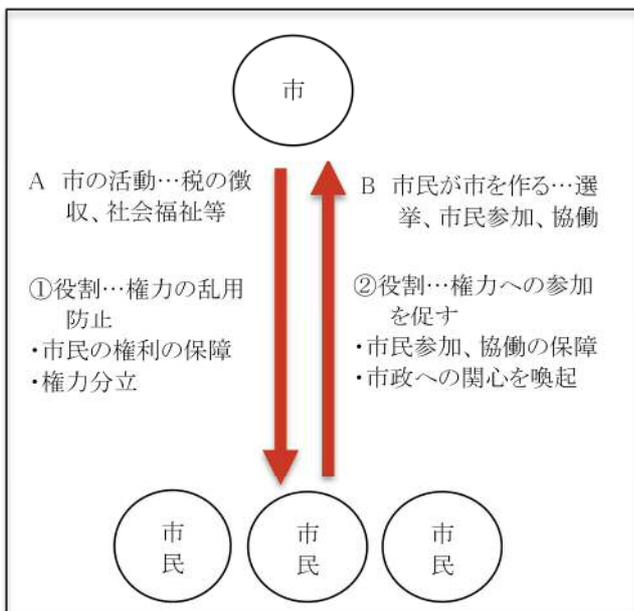
(3) 地域からの改革実践

- 「イギリス人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰してしまう。その自由な短い期間に、彼らが自由をどう使っているかを見れば、自由を失うのも当然である。」(ルソー、『社会契約論』岩波文庫、p.133)
- 現行の地方自治制度は、間接民主主義を直接民主主義で補完する「ドーナツ型地方自治」
- 地域の意思決定過程を明確化する傾向が強い。

3. 自治基本条例の形式・構造

- 日本国憲法の制限機能と構成機能の考え方を援用

- 自治基本条例の形式ないし構造は、地方自治法や他の個別法で定められている住民の決定権や参加等を、住民にわかりやすく、使いやすいように一覧したものが多く。



4. 県内の主な自治基本条例の特徴(1)

- 県内の3分の1以上が制定
- 多くの自治体としての最高規範を想定
- 最高規範性を確保するために大半が、「最大限尊重」「尊重」を課し、残りが「適合」「整合」することを規定
- 大半が、参加と協働を規定
- 条例の見直しでは、半数が委員会設置を規定しているが、期間を明示していない。期間がある場合その多くは「必要なとき」「5年ごと」の設置を規定
- 大半が住民投票を規定
- 半数がコミュニティや町内会・自治会、NPO等の地域団体への支援を規定

.....参考.....

● 主な制定団体

志木市(13.10.1)、鳩山町(15.4.1)、富士見市(16.4.1)、入間市(16.4.1)、草加市(16.10.1)、秩父市(17.5.24)、新座市(18.11.1)、熊谷市(19.10.1)、美里町(19.10.1)、宮代町(20.4.1)、川口市(21.4.1)、越谷市(21.6.19)、北本市(22.4.1)、三郷市(21.10.1)、春日部市(22.4.1)、羽生市(22.4.1)、八潮市(23.7.1)、所沢市(23.7.1)、白岡町(23.10.1)、加須市(23.10.5)、久喜市(24.4.1)、鴻巣市(24.6.28)、ふじみ野市(26.6.26)、杉戸町(27.7.1)、戸田市(27.12.1)

● 施行予定及び検討中の団体

越生町、さいたま市、川越市、鶴ヶ島市、三芳町

自治体名	最高規範	確保の仕組	見直し	住民投票	コミュニティ	危機管理
久喜市	市	最大限尊重	委員会	○	○	×
加須市	市の基本理念・原則	評価	委員会	×	○	○
白岡町	町	尊重	別に定める	○	×	○
所沢市	市	遵守、整合	委員会	○	○	○
八潮市	市	遵守、適合	委員会	○	○	○
羽生市	市	整合性	委員会	○	○	○
春日部市	市	最大限に尊重、整合性	必要なとき	○	○	○
三郷市	市	最大限尊重	必要なとき	○	○	○
北本市	市	最大限尊重	委員会	○	○	×
越谷市	市	整合	委員会	○	○	○
川口市	市	最大限に尊重、整合	委員会	○	○	○
宮代町	町	尊重し整合	市民参加	○	×	○
美里町	町	尊重	必要なとき	○	×	×
熊谷市	市の基本原則	最大限尊重、誠実に遵守	委員会	×	○	×
新座市	市	尊重	必要な措置	×	×	×
秩父市	市の基本理念・原則	最大限尊重	市民参加	○	○	×
草加市	市	尊重	5年ごと	○	×	×
富士見市	市の自治の基本となる事項	最大限尊重	5年以内	○	×	×
鳩山町	町のまちづくりの基本	最大限尊重	別に定める	○	×	○

5. 県内の主な自治基本条例の特徴(2)

- 県内の自治基本条例は、全国的な傾向と同じく、理念型と住民自治拡充型の統合型か、全ての型が盛り込まれた統合型に別れるが、前者の方が多い。
- 法的効力よりも、政治的効力や行政の行為規範としての効力に期待する傾向が強い。

● 自治基本条例の類型

理念型…個性豊かなまち、開かれた自治体などの理念を明示

住民自治拡充型…参加、協働、事業提案、情報公開、住民投票などの住民自治の仕組みを明示

政策指針型…具体的な政策の分野や方向性を明示